

半田公園多目的広場利用案内

○利用時間

期 間	利 用 時 間	駐車場等の開閉時間
4月1日～9月30日	午前8時～午後6時	午前7時30分～午後6時30分
10月1日～3月31日	午前8時～午後4時	午前7時30分～午後4時30分

※12月29日～1月3日の間は終日閉鎖します。

○利用時間帯

	利 用 時 間 帯	備 考
第1部	午前 8時～午前10時	
第2部	午前10時～正 午	
第3部	正 午～午後 2時	
第4部	午後 2時～午後 4時	
第5部	午後 4時～午後 6時	10月1日～3月31日は利用できません

※準備時間及び後片付け時間を含めて2時間での利用となります。

○申し込み方法

スポーツ振興課窓口 で利用の申し込みができます。

(窓口受付は、年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

- ・利用日の2ヶ月前の月の19日から利用日当日まで、先着順に申し込みを受付けます。
- ・利用回数に制限はありませんが、同日の同時間帯に複数の面を申し込むことはできません。
- ・市主催のイベント、グラウンドの整備、優先団体の利用などにより、予約を受付できない場合があります。

○使用料等

- 基本使用料・・・5市1町内（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）に在住、在勤、在学の方の使用料です。

種 別	使 用 料		
	平日・土曜日	日曜日・祝日	備 考
一 般	5,000円	10,000円	1面4時間当たり
高 校 生	2,500円	2,500円	

※4時間を超えるときは、5割増しとなります。

- 増使用料（基本使用料に加算する額）

市外の方が利用する場合	基本使用料の10割の額を基本使用料に加算
入場料等を徴収する場合	1人1回について徴収する最高の入場料等の100倍の額を基本使用料に加算
営利、宣伝を目的する場合	基本使用料の4倍の額を基本使用料に加算

※それぞれの場合が重複するときは、該当するもののうち最高額のみを加算します。

例) 市外の方が利用する場合（平日）

$$\text{基本使用料 } 5,000\text{円} + \text{増使用料 } \underline{5,000\text{円}} = 10,000\text{円}$$

○使用料の支払い方法

基本使用料の10割の額

申請時のお支払いとなります。

○予約の取消

～10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	利用日
取消料なし	取消料（使用料と同額）あり									

窓口に許可書（領収書添付）及び申請書に署名された方の印鑑をご持参のうえ、予約取消し申請書を提出することにより、予約を取消することができます。併せて、利用日の10日前までに予約を取消した場合は、還付申請書と振込先用紙を提出していただくことにより、使用料を還付いたします。

○使用料の還付（降雨等により施設が利用できなかったとき）

利用できなかった日から10日以内に、窓口に許可書（領収書添付）をご持参のうえ、還付申請書と振込先用紙を提出していただくことにより、使用料を還付いたします。

○利用上の注意事項（共通）

- ・利用時間は厳守してください。
- ・車両等は、所定の場所に駐車してください。
(管理用道路への駐車、公園内への乗り入れ等はしないでください)
- ・駐車台数に限りがありますので、乗り合わせでお越しくくださるようご協力ください。
- ・ゴミ等は、必ず持ち帰ってください。
- ・公園内は、火気厳禁です。
- ・競技場内での食事をご遠慮ください。
- ・目的外に施設を使用しないでください。
- ・ご予約後、グラウンド保護のためご利用をご遠慮いただく場合があります。
- ・グラウンド不良等によりご利用いただけない場合がありますが、基本的に利用者側でご確認ください。
- ・無断利用並びにゴルフ等第三者に被害を及ぼしかねない危険な行為は禁止です。
見かけた方は、みどり公園課までご連絡ください。
- ・競技用白線は、利用者側で引いてください。(ラインカー等の貸出しはしていません)
- ・競技終了後は、必ず内野整備を行ってください。